議案第８７号

瑞穂町空家等対策条例

上記の議案を提出する。

令和８年１２月１日

提出者　　瑞穂町長　　山　﨑　　栄

（提案理由）

住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、地域の良好な住環境の形成に寄与するため、条例を制定する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町空家等対策条例

（目的）

第１条　この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成２６年法律第１２７号。以下「法」という。）に定めるもののほか、瑞穂町（以下「町」という。）が空家等に関する施策を推進するために必要な事項を定めることにより、住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、地域の良好な住環境の形成に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（所有者等の責務）

第３条　空家等の所有者又は管理者(以下「所有者等」という。)は、空家等が管理不全空家等又は特定空家等にならないよう、常に適正に維持管理しなければならない。

２　所有者等は、空家等が管理不全空家等又は特定空家等に該当するときは、自らの責任において、その状態を解消しなければならない。

（町の責務）

第４条　町は、この条例の目的を達成するため、空家等の適切な管理及び活用の促進、管理不全空家等及び特定空家等の発生の予防及び解消等、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

（関係機関の連携等）

第５条　この条例の目的を達成するため、町、警察、消防その他の関係機関、電気、ガス、水道等に係る事業者、建築、不動産、福祉等に係る関係団体、地域団体等は、相互に連携し、又は協力するよう努めるものとする。

（所有者等に関する情報の利用等）

第６条　町長は、法第１０条第１項の規定により、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であって氏名その他の空家等の所有者等に関するものについては、この条例の施行のために必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

２　町長は、前項の情報について、空家等の適切な管理に資すると認められる場合に限り、警察、消防その他の関係機関に対し、この条例の施行のために必要な限度において当該情報を提供することができる。

（空家等対策計画）

第７条　町長は、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、法第７条第１項に規定する空家等対策計画（以下「計画」という。）を定めるものとする。

２　町長は、空家等を取り巻く社会情勢の変化や施策の効果検証を踏まえ、計画の見直しを行い、必要な変更を加えるものとする。

３　町長は、計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なくこ

れを公表しなければならない。

（立入調査等）

第８条　町長は、空家等の状態や所有者等を把握するための調査その他必要な調査を行うことができる。

２　町長は、第１１条第１項に規定する特定空家等の認定及び第１２条第１項に規定する特定空家等の所有者等に対する措置に関し、必要な限度において、法第９条第３項から同条第５項までに定めるところにより、空家等の所有者等に対し、当該空家等に関する事項に関し報告させ、又はその職員若しくはその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査（以下「立入調査等」という。）を行わせることができる。

（管理不全空家等の認定）

第９条　町長は、空家等が適切な管理が行われていないことによりそのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある状態にあると認めるときは、管理不全空家等と認定するものとする。

２　町長は、前項の規定による認定を行うための基準を規則で定める。

（管理不全空家等の所有者等に対する措置）

第１０条　町長は、管理不全空家等の所有者等に対し、指導及び勧告に係る対応をしようとするときは、法第１３条各項に定めるところにより行うものとする。

２　町長は、前項に規定する勧告をする場合、あらかじめ、その勧告をしようとする者に対し、規則で定める手続により、意見を述べる機会を与えるものとする。

（特定空家等の認定）

第１１条　町長は、立入調査等を行った結果、空家等が法第２条第２項に規定する特定空家等に該当すると認められるときは、当該空家等を特定空家等と認定するものとする。

２　町長は、前項の規定による認定を行うための基準を規則で定める。

（特定空家等の所有者等に対する措置）

第１２条　町長は、特定空家等の所有者等に対し、助言、指導、勧

告、命令及び代執行をしようとするときは、法第２２条各項に定めるところにより行うものとする。

２　町長は、前項に規定する勧告をする場合、あらかじめ、その勧告をしようとする者に対し、規則で定める手続により、意見を述べる機会を与えるものとする。

（公表）

第１３条　町長は、前条第１項の命令を行ったにもかかわらず、当該特定空家等の所有者等が正当な理由なく命令に従わないときは、次に掲げる事項を公表することができる。

（１）命令に従わない者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

（２）命令の対象である空家等の所在地

（３）命令の内容

（４）前３号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

（緊急安全措置）

第１４条　町長は、空家等が適切に管理されないことにより、人の生命、身体又は財産に対し危険な状態が切迫している場合において、所有者等にこれを回避するための措置を行わせる時間的余裕がないと認めるときは、これを回避するために必要な最小限の措置（以下「緊急安全措置」という。）を自ら行い、又はその委任した者に行わせることができる。

２　町長は、緊急安全措置を行うために、必要と認める場合は、警察、消防その他の関係機関に協力を要請することができる。

３　緊急安全措置を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

４　町長は、緊急安全措置を講じた場合は、当該空家等の所有者等に対し、当該緊急安全措置の内容を通知しなければならない。この場合において､その所有者等を確知することができないときは、その旨を公示するものとする。

５　町長は、緊急安全措置を講じたときは、当該所有者等に対し、これに要した費用の納付を命ずることができる。

６　町長は、緊急安全措置を講じたときは、その内容を第１６条に

規定する瑞穂町空家等対策審議会に報告するものとする。

（軽微な措置）

第１５条　町長は、空家等について、開放されている門扉の閉鎖、簡易な養生その他規則に定める軽微な措置を講ずることにより、周辺における防災、衛生、景観等に関する生活環境への支障を除去し、又は軽減することができると認めるときは、当該措置を自ら行い、又はその委任した者にこれを行わせることができる。

２　前項の措置を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

（瑞穂町空家等対策審議会）

第１６条　空家等の適切な管理等に関し必要な事項について審議するため、町長の附属機関として、瑞穂町空家等対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

２　審議会は、次に掲げる事項について、町長の諮問に応じて調査審議し、答申する。

（１）計画の策定及び変更並びに実施に関する事項

（２）管理不全空家等又は特定空家等の認定に関する事項

（３）管理不全空家等の所有者等に対する指導、勧告その他管理不全空家等に対する措置に関する事項

（４）特定空家等の所有者等に対する助言、指導、勧告、命令、代執行その他特定空家等に対する措置に関する事項

（５）前各号に定めるもののほか、空家等対策の推進に関する重要な事項

３　審議会は、町長が委嘱する委員９人以内をもって組織する。

４　委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

５　前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（委任）

第１７条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から施行する。

（瑞穂町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2　瑞穂町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和４１年条例第１０号）の一部を次のように改正する。

別表第１中

「

都市計画審議会会長	日額　９，０００円
同　　委員	日額　８，５００円

」を

「

都市計画審議会会長	日額　９，０００円
同　　委員	日額　８，５００円
空家等対策審議会会長	日額　９，０００円
同　　委員	日額　８，５００円

」に

改める。

附則第2項による改正

瑞穂町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例　新旧対照表

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>第1条から第5条　略

別表第1(第2条関係)
<table><tr><th>職名</th><th>報酬額</th></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>都市計画審議会会長</td><td>日額　9,000円</td></tr><tr><td>同　　委員</td><td>日額　8,500円</td></tr><tr><td>空家等対策審議会会長</td><td>日額　9,000円</td></tr><tr><td>同　　委員</td><td>日額　8,500円</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr></table>備考　略
別表第2　略</td><td>第1条から第5条　略

別表第1(第2条関係)
<table><tr><th>職名</th><th>報酬額</th></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>都市計画審議会会長</td><td>日額　9,000円</td></tr><tr><td>同　　委員</td><td>日額　8,500円</td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr></table>備考　略
別表第2　略</td></tr>
</table>